

防火管理者の選任と消防計画の作成

「防火管理」とは、火災の発生を防止し、かつ、万一火災が発生した場合でもその被害を最小限にとどめるため、必要な対策を立て、実行することです。

「**自らの生命、身体、財産は自らが守る**」の理念のもと、防火管理体制を築きましょう。

防火管理制度 (消防法第8条)

不特定多数の人が勤務、居住するなどして出入りが多い建物の管理者は、一定の資格を有する者から防火管理者を定め、防火管理者の選任届を管轄の消防署に届け出なければなりません。

防火管理者が必要となる建物 (消防法施行令第1条の2)

- ①飲食店や物品販売店舗など不特定多数の人が出入りする用途（特定用途）がある建物のうち建物全体の収容人員が **30人以上** のもの
- ②共同住宅、倉庫、事務所など特定の人が出入りする用途（非特定用途）のうち建物全体の収容人員が **50人以上** のもの

※社会福祉施設等が入居している場合には10人以上の収容人員で防火管理者が必要となる場合があります。

防火管理者の責務 (消防法施行令第3条の2)

防火管理者には、消防計画を作成し、管轄の消防署に届け出る義務があります。
そのほかにも次のような責務があります。

①消防計画の作成、届出！

②消防計画に基づき、防火管理業務を実施！

消防計画作成
(変更) 届出書

+

消防計画



火気の使用・取扱いの監督



消防訓練の実施

防火管理業務の流れ

※既に防火・防災管理講習を修了している方がいる場合は、④以降の業務を行います。

①防火管理者になる方を決定

あなたを防火管理者に選任する予定です。



②講習の申込み

一般財団法人日本防火・防災協会から講習の申込みをします。

右記QRコードから
申込可能です。



③講習の受講

事前に申し込んだ防火・防災管理講習の講習日、講習場所で受講します。
講習修了後に修了証が交付されます。

修了証

④防火管理者の選任

管理権原者は防火管理者を選任します。



⑤選任の届出

「防火防災管理者選任（解任）届出書」を管轄の消防署へ届け出ます。

選任届

+

修了証

⑥消防計画の作成・届出

防火管理者は消防計画を作成し、「消防計画作成（変更）届出書」を管轄の消防署へ届け出ます。



⑦防火防災教育の実施

防火管理者は作成した消防計画に基づき、従業員に防火防災教育を実施します。



⑧自主検査・訓練等の実施

作成した消防計画に基づき、自主検査（日常・定期）や消防訓練、その他防火管理業務を実施します。特定用途の建物では消防訓練を実施する際、管轄の消防署へ事前に届け出が必要です。

